平成２３年（フ）第１１８９号
大阪府高槻市玉川２丁目37番201号
債務者　筒井　　潔
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１１９４号
大阪府門真市東江端町12番25号、住民票上の住所大阪府門真市北巣本町３番12号
債務者　岡田　　博
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７８４号
熊本市八幡６丁目９番52号　ソレイユ八幡町203号、申立時の住民票上の住所熊本市松尾町上松尾336番地32
債務者　西田　清孝
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第７８５号
熊本市八幡６丁目９番52号　ソレイユ八幡町203号
債務者　西田　智子（旧姓北川）
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１０５６号
熊本市大窪１丁目４番60号
債務者　小川　幸弘
1　決定年月日時　平成23年２月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１０５７号
熊本市大窪１丁目４番60号
債務者　小川　千夏
1　決定年月日時　平成23年２月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第４４号
福島県いわき市植田町中央２丁目10番地の10山際アパート
債務者　金井　　孝
1　決定年月日時　平成23年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第５５号
栃木県宇都宮市南高砂町11番21号
債務者　今　　惠子
1　決定年月日時　平成23年２月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月25日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第８１号
栃木県宇都宮市田下町267番地２
債務者　平野　秀剛
1　決定年月日時　平成23年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第８２号
栃木県宇都宮市宿郷２丁目６番５号　パークヒルズ宿郷601号
債務者　石川　幸子
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月８日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第９２号
栃木県宇都宮市江曽島２丁目11番18号
債務者　東　　優子
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第９９号
栃木県下野市祇園３丁目２番地３　県営自治医大前住宅２―41号
債務者　松本　洋子（旧姓坂本）
1　決定年月日時　平成23年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月８日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１００号
栃木県下野市大松山１丁目２番20―Ａ203号鶴見ハイツ
債務者　須藤　香菜
1　決定年月日時　平成23年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月８日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１０１号
栃木県宇都宮市若松原１丁目27番21号　パークヒルズ若松原313号
債務者　新沼沙弥香
1　決定年月日時　平成23年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月８日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１０８号
栃木県宇都宮市御幸ケ原町36番地２　エルディムみはらＢ201号室
債務者　金田美代子
1　決定年月日時　平成23年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月８日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第５８号
愛知県安城市今池町２丁目１番１号　コープ野村Ｅ―712
債務者　新里　洋子
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月11日午後１時55分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係